

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民生活部人権政策課)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
1	庁内の主要関連部署間で組織する会議の有効活用(H29年度から)	市民生活部 人権政策課	第3章 基本計画の推進体制について 1 基本計画の推進体制 ①全庁体制による推進と検証	「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表について、「福津市人権教育・啓発基本計画策定推進会議」及び「福津市人権施策関係担当者連絡会議」を通じて作成を依頼し、年度ごとに実績と効果の検証を行う。	福津市人権施策審議会において、事業進捗状況管理表を基に、各事業の実績と効果を検証する必要がある。	今後とも、事業進捗状況管理表の実績と効果を検証することにより、更なる福津市の人権教育・啓発の推進を図る。	0
2	福津市人権施策審議会の開催(R2年度から)	市民生活部 人権政策課	第3章 基本計画の推進体制について 1 基本計画の推進体制 ④福津市人権施策審議会による推進と検証	「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表について、審議委員の立場から意見を述べてもらい、人権教育・啓発施策に反映させる。 「第3期福津市人権教育・啓発基本計画」の策定について、審議委員の立場から意見を述べてもらい、基本計画に反映させる。	諮問機関である福津市人権施策審議会を通じて、福津市の人権教育・啓発施策について第三者からの意見を聴取する場を確保する必要がある。 基本計画の改定に向けての具体的手順の整備。	今後とも、福津市人権施策審議会での意見を参考にしながら、更なる福津市の人権教育・啓発の推進を図る。	76,000
3	部落差別対応マニュアルに基づく対応	市民生活部 人権政策課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (1)市職員	同和問題に関する市民からの問い合わせを受けた際に、市職員が適切な対応を行うことができるように、同和問題に関する市民からの問い合わせに对应できるように、マニュアルを整備し市職員に活用してもらう。	同和地区の所在に関する問い合わせへの意識が希薄なため、マニュアルの存在を認識していない市職員が多い。	7月の同和問題強調月間や職員人権研修、新年度採用職員研修などの機会に改めて職員にマニュアルの周知を行う。	0
4	人権擁護委員会への支援	市民生活部 人権政策課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (4)人権擁護・保健福祉関係者等	法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員は、民間ボランティアとして日頃より人権啓発や人権相談に携わる活動を行っていることから、官民一体となった人権擁護活動を行う必要がある。 人権擁護委員会の活動を支援するために、予算の範囲内で補助金を交付する。官民一体となり人権啓発や人権相談を共働で実施する。	人権擁護委員は人権意識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある人を選任する必要がある。任期は3年であるが、任期満了に伴う次期委員の適任の人材の確保に毎回苦慮している。公募という方法も模索しているが、人権擁護委員としての適性を満たしているか否かの判断が難しい。	様々な人脈を駆使して、人権擁護委員の次期候補者をリストアップしておく。また、人権擁護委員としての負担を軽減する方法を検討する。	159,600

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民生活部人権政策課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・効果 計画 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
5	保護司会・更生 保護女性会へ の支援	市民生活 部 人権 政策課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (4) 人権擁護・保健福祉関係者等	法務大臣より委嘱を受けた保護司は、更生保護女性会との連携のもと、民間ボランティアとして日頃より犯罪を犯した者の生活環境の調整や、犯罪予防活動に携わる活動を行っていることから、官民一体となった「社会を明るくする運動」を行う必要がある。保護司会の活動を支援するために、予算の範囲内で補助金を交付する。官民一体となり「社会を明るくする運動」を共働で実施する。	・宗像保護区保護司会補助金交付要綱に基づき、補助金(625,947円)を交付。 ・7月9日(火) 12月4日(水) 街頭啓発 ・10月11日(金) 合同視察研修会(菊池恵楓園) ・12月6日(金) 市・教育委員会との合同研修会	関係機関と連携して、5月23日に「社会を明るくする運動」推進委員会を設立することができた。今後は官民一体となった取組をすすめていく必要がある。	“社会を明るくする運動”推進委員会の充実発展のために協力していく。	625,947
6	人権教育・啓発 推進協議会へ の支援	市民生活 部 人権 政策課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (4) 人権擁護・保健福祉関係者等	市民一人一人への人権意識の普及と高揚を図り、豊かで明るい共生のまちづくりを推進する。 関係諸団体の代表者で構成された人権教育・啓発推進協議会の活動を支援するために、予算の範囲内で補助金を交付する。	・福津市人権教育・啓発推進協議会補助金交付要綱に基づき、人権教育・啓発推進協議会に補助金(年額64,000円)を交付。 ・協議会開催(年2回) ・7月30日(火) 内容: 令和5年度事業報告・決算報告、令和6年度事業計画等 2月20日(木) 内容: 令和6年度事業実績について等	人権教育・啓発推進協議会は、福津市の人権教育・啓発に関する施策及び活動に関する、活発な意見交換の場であり、この協議会での意見を、今後の活動に活かしていく必要がある。	今後とも、人権教育・啓発推進協議会での意見参考により、福津市の人権教育・啓発の推進をしていく必要がある。	64,000
7	「広報ふくつ」に よる啓発活動	市民生活 部 人権 政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	市民一人一人に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権意識の高揚を図るための啓発活動を実施する。 7月の同和問題啓発月間と12月の人権週間を実施する人権啓発活動について、「広報ふくつ」に記事掲載する。 人権啓発に関する事業や法制度について、人権政策課としてホームページに掲載し、適時更新する。	「広報ふくつ」特集記事 ・7月号「7月の同和問題啓発月間・社会を明るくする運動について」 ・11月号「12月の人権週間、街頭啓発その他」 定期人権啓発記事「めざそう人権意識が根づくまち」 「広報ふくつ」連載記事(偶数月) ・4月号「自分自身が当事者になったら」 ・6月号「6月1日は人権擁護の日」 ・8月号「オリンピック・パラリンピックに想うこと」 ・10月号「オリンピック・パラリンピックに想うこと2」 ・12月号「人権講演会を開催します」 ・2月号「出前講座のますますの活用を！」	正しい人権意識の醸成や更なる人権意識の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要がある。	今後とも、正しい人権意識の醸成や更なる人権意識の高揚を図るため、「広報ふくつ」による継続した啓発活動を実施する。 また、ホームページに掲載している人権政策課の啓発活動を随時更新する。	104,665

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民生活部人権政策課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	事業の進捗状況 (進捗率)	令和6年度 事業の成果 (DO)	今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
8	啓発アピール活動	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	市民一人一人に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 7月の同和問題啓発活動月間と12月の人権週間に、啓発グッズを福津市役所に、看板及び看板を主要な公共施設に設置する。また、広報車による啓発アナウンスを実施する。	・7月、12月に福津市役所で懸垂幕及び看板を設置するとともに、主要な公共施設に看板及び看板を設置。 ・7月に3日間、12月に2日間、広報車による市内巡回アナウンスを実施。	正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要がある。	今後とも、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、継続して啓発アピール活動を実施する。	44,745
9	街頭啓発活動	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	市民一人一人に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 7月の同和問題啓発活動月間と12月の人権週間に、街頭啓発活動として、啓発グッズを配布する。配布に際しては、人権教育・啓発推進協議会、人権擁護委員会、保護司会、更生保護女性会等に協力を要請する。	・実施日: 7月9日及び12月4日 ・啓発グッズ: 除菌携帯用ウェットティッシュ・キーリング配布 ・会場 JR福岡駅(7:30~8:30) JR東福岡駅(7:30~8:30) ルミエール福津店(11:30~12:30) ゆめマート津屋崎店(11:30~12:30)	正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要がある。	今後とも、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、継続して街頭啓発活動を実施する。	297,000
10	人権講演会	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	市民一人一人に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 12月の人権週間の土曜日に、人権課題をテーマとした人権講演会を実施する。ポスターや広報紙によるチラシの全戸配布等により、可能な限り集客を図る。スタッフに関しては、人権擁護委員会、保護司会及び更生保護女性会に協力を要請する。市民団体との共同事業として実施する。	・日時: 12月7日(土) 13:00~15:00 ・講師: 松山照紀氏(不撤寺住職) ・テーマ: 「心のモヤモヤや供養しませす一愚痴る、捨てる、やめてみる」 ・会場: 福津市中央公民館 ・来場者数: 323名	正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要がある。現状では、福津市立中央公民館を会場とした大規模な人権講演会であるため、小規模であっても講師との距離が近く、きめ細やかな対応が取れるような人権研修会の必要性も考えられ、出前講座の活用を進める。	今後とも、市民に対し、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、継続して人権講演会を実施する。 また、小規模単位の郷づくりや自治会での人権研修会の実施については、郷づくり推進協議会選任事務局員会議を通じて、啓発事業の紹介と取り組みを継続して依頼していく。	587,064
11	人権ポスター・パネル展	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	市民一人一人に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るための啓発活動を実施する。 7月の同和問題啓発活動月間及び12月の人権週間に、人権課題をテーマとした人権ポスター・パネルを主要な公共施設に展示する。また、通年で小中学校や各種団体へ人権パネルを貸し出す。	・7月1日~31日: 中央公民館(10枚)、福津市役所(1枚)、福津市立図書館(8枚)、ふくどびあ(2枚)、社会福祉協議会(1枚)、FUGSTA(2枚)、子育て支援センター「なかよし」(2枚)、カメリアホール(2枚)、宮司コミセン(1枚)、津屋崎干軒ごみ(1枚)、常設: 中央公民館(8枚)、上西郷郷づくり(3枚)、福岡南郷づくり(3枚) 福岡会館(3枚) ・12月1日~20日: 中央公民館、人権パネル10枚、人権ポスター多数。	正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要がある。	今後とも、正しい人権意識の醸成や更なる人権感覚の高揚を図るため、継続して人権ポスター・パネル展を実施する。また、郷づくりの拠点施設にも積極的に展示を働きかけていく。 (上西郷と福岡南郷づくり交流センターと、福岡会館で展示)	86,900

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民生活部人権政策課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	進捗状況 (進捗率)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
12	人権啓発講師 派遣事業	市民生活 部 人権 政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	企業や市民団体にに対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権意識の高揚を図るための啓発活動の一環として、 ① 企業や市民団体が自発的に実施する人権研修について、予算の範囲内で講師の派遣等に関する支援を行う。 ② 企業や市民団体が自発的に実施する人権研修等に出前講座の1つとして、人権政策課から講師を派遣する。	【講師派遣事業】 (開催日及び申請団体) ・6月16日(日) 特定非営利活動法人福岡津屋崎子ども劇場 ・7月31日(水) 福津市立福岡南小学校 ・8月22日(木) 福津市社会福祉協議会 ・9月19日(木) 上西郷地域郷づくり福祉部会 【市啓発活動】 ・4月1日(月) 福津市新規採用研修 ・6月25日(火) ふくつパークスグループ ・7月19日(金) ふくつ男女共同参画協議会「輪りん」 ・10月24日(木) 福津市新規採用研修Ⅱ ・11月12日(火) 福岡東中ブロック小・中教職員 ・12月12日(木) 福津市民生委員・児童委員 ・12月18日(水) 郷づくり事務局会 ・1月18日(水) 郷育カレッジ講座 ・1月29日(水) 更生保護女性会	正しい人権意識の醸成や更なる人権意識の高揚を図るため、啓発活動は継続して実施する必要があるが、現状は利用団体が固定化している傾向がある。また、企業活動における社会的責任(CSR)や社会的責任投資(SRI)の関心が高まり、人権尊重の考え方を企業方針に取り入れられたり、職場内での人権研修を行う必要が生じている。	今後とも、正しい人権意識の醸成や更なる人権意識の高揚を図るため、継続して人権啓発講師派遣事業を実施する。特に、企業に対しては人権政策課の存在と併せて、当該事業の更なる周知と活用を図るよう努める必要がある。	39,250
13	福岡会館運営 事業	市民生活 部 人権 政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	社会福祉法第2条第3項第11号に定める隣保事業を行うため、福岡会館は社会福祉施設として昭和38年に設置された。 隣保事業として、小中学校学習会、高校学習会、パソコン教室、相談事業を実施する。また、貸館事業として、大ホール、会議室、和室を貸し出す。	【小中学生学習会】 対象者・・・福岡小学校4～6年生及び福岡中学校の生徒(参加人数37人) 毎週月・木曜日実施 【高校学習会】 毎週月曜日実施 【パソコン教室】 地域住民の就労を目的として開催。 対象者・・・15歳～70歳までの福岡市在住の方 津市日・・・第1回 9月9日～9月13日 第2回 12月9日～12月13日 【相談事業】 相談内容・・・税務・生活全般 相談件数10件 貸館事業・・・有料利用サークル18団体 来館者数のべ11,791人	福岡会館は福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニケーションセンターとしての活動に大きな期待が寄せられている。	今後とも、利用者に対して永く快適に利用してもらえような隣保事業及び貸館事業を展開していき、ゆくゆくは人権(コミュニケーション)センターとして位置づける必要がある。	5,391,274

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民生活部人権政策課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
14	福岡・筑紫地域 人権啓発活動 ネットワーク協 議会との連携	市民生活 部 人権 政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	人権啓発活動を総合的、効果的かつ 効率的に実施するため、福岡法務局 本局及び筑紫支局管轄区域内に存在す る国、地方公共団体、人権擁護委員 組織体などが、地域の実情に応じて 相互に連携協力する協議会への参 加。	・協議会開催日: 第1回 5月27日 (会場:福岡 法務局) 第2回 2月19日 (会場:福岡法 務局) ・事業 人権の花運動…津屋崎小学 校・すわ保育園・たんぽぽこ ども園にて実施	今後とも、地域人権啓発活動 活性化事業の補助金を有益に 活用していく必要がある。	地域人権啓発活動活性化事 業における効果的な補助金の 活用をしながら、人権の花運動 を継続して実施するとともに、 ネットワーク協議会での情報な どを得ながら、他の活動へと広 げられるか検討を行う。	0
15	福岡県社会人 権・同和教育担 当者協議会との 連携	市民生活 部 人権 政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	社会人権・同和教育及び啓蒙に係 る調査研究及び行政の連絡提携に関 する事業を実施する協議会への参 加。	・ 5月の総会と研修会、10月の企 画ブロック研修会に参加。1月は、 実践交流研修会で事例発表を行 った。研修会では県での人権・ 同和教育の動向や歴史的背景の みならず、他地域との交流する ことができた。 ・ 福岡ブロック社同担協議会 ・ 8月に糸島地区が企画した連照 寺を訪問。この研修を通して、ハン セン病の語った知識や偏見の歴 史などを学ぶことができた。 ・ 宗像地区社同担協議会 ・ 5回の県の運営委員会後に、福 津市が事務局となり福津市役所で 宗像市と5回の会合をもち、連絡事 項とともに、両市と福岡教育事務 所との情報交換を行った。また、 実践交流研修会の合同事例発表 に向けて宗像市と作成に関する話 し合いを行った。	〈県社同担協議会〉 ・ 今後とも積極的に関わって いく。研修等で学んだ内容は、 課内で共有しそれぞれ業務 に生かしていく必要がある。 ・ 福岡ブロック社同担協議会 ・ 貴重な年に一度の福岡ブ ロック研修会なので、積極的に 参加するとともに、糸島・筑紫・ 糟屋との交流を深める必要が ある。 ・ 宗像地区社同担協議会 ・ 限られた時間を有効に使い ながら、報告連絡の場が終わる ことなく、情報共有や独自のミ ニ研修会を福岡教育事務所の指 導の下で進める必要がある。	〈県社同担協議会〉 ・ 研修会には、業務の都合が つく範囲で、課長や係長も積極 的に参加していく。 ・ 福岡ブロック社同担協議会 ・ 令和9年度は宗像地区が全 体的世話をする年度になるの で、それまでの研修会を参考に に、どんな企画にするかの準備 を始める。 ・ 宗像地区社同担協議会 ・ 両市で情報交換はしている ものの、実際の人権教育・啓発 活動をどのように進めているか の把握は十分ではない。そこ で、独自の研修の時間も活用し ながら、両市の連携を深めてい く。	36,000
16	公益財団法人 福岡県人権啓 発情報センタ ーとの連携	市民生活 部 人権 政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ① 同和問題啓発の推進	同和問題をはじめとする人権問題に 関する資料、情報の収集及び提供を 行い、並びに啓発活動を推進すること により、県民の人権意識を高め、差別 のない社会の確立に寄与するために 設立された公益財団法人福岡県人権 啓発情報センターと、相互に情報交換 を行うほか、事業連携を図る。	・ 日程: 7月20日 ・ 講師: 武田緑さん (BURAKU HERITAGEメンバー) ・ 会場: クローバープラザ (香 日市) ・ 出席: 15名 (内3名事務局) ・ 福津市の啓発事業について、 センターのホームページに力入 作業を実施した。	今日の社会においては、イン ターネットを悪用した人権侵害、 デートDVをはじめとする女性の 人権、性同一性障害、性的指 向を理由とする偏見、差別など の様々な人権問題があり、人権 問題の多様化が見られ、それら の対応が年々難しくなってい る。	人権問題が多様化する状況 を踏まえ、公益財団法人福岡 県人権啓発情報センターと市と が緊密な連携を取り、効果的な 事業を実施することにより、市 民の人権意識を高め、差別の ない社会の確立に寄与してい く。	0

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民生活部人権政策課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・成果 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
17	人権の花運動	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和啓発の推進	市内の園児・児童に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権啓発活動を実施する。 福岡県の人権の花として指定されている「ひまわり」を育てることを通じて、園児・児童に対して生命の尊厳や協力することの大切さを学習してもらう。事業に際しては、人権擁護委員会、保護司会、更生保護女性会等に協力を要請する。	・人権啓発活動地方委託事業 【実施校等】 ・津屋崎小学校 ・たんぼぼこども園 ・すわ保育園 【種植え付け】 5月2日、7日、9日 【特設人権学習】 7月2日(津屋崎小) 11月13日(津屋崎小)	当該事業は平成20年度から実施しており、継続して実施していく必要がある。令和7年度の人権の花運動の実施は、上西郷小学校、野いちごさくらんぼ保育園、虹の森保育園を予定。	今後とも、園児や児童に対して正しい人権意識の醸成や更なる人権啓発の高揚を図るため、継続して人権の花運動を実施する。同時に、実施校や園だけでなく、市内にひまわり栽培が広がるように広報していく。	54,724
18	人権作文集「きずな」作成事業	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和啓発の推進	市内の児童・生徒に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権啓発活動の実施する。 市内小中学校の児童・生徒及び県立光陵高等学校、水産高等学校、公立吉賀成成館高等学校の生徒による人権作文や人権標語、人権ポスターを取りまとめた人権作文集を作成し配布する。	・人権作文集「きずな」を1,500部作成	大きな課題として、1点目は、人権作品を子どもたちなどのように作り上げているのか。特に、教師は子どもたちなどのように関わっているのか。2点目は、配付後の活用をいかにして充実させるか。	・1点目については、教育委員会を通して福津市人権・同和教育研究協議会にそのことを投げかけ、何ができているかを検討し具体化していきたい。本年度はそのきずかけとして、夏休み後提出された作文の添削作業の日の支援加配の教師に連絡し、任意参加を呼び掛けていく。2点目は、実態調査の方途を考え、次年度までに実施する。	391,050
19	人権啓発冊子作成事業	市民生活部 人権政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和啓発の推進	市民一人一人に対して、正しい人権意識の醸成や更なる人権啓発活動の実施する。 人権に関する様々なテーマで啓発冊子を作成することにより、市内小中学校の児童・生徒の人権教育の副読本として活用するとともに、市民の人権意識高揚の一助とする。	・人権啓発冊子は隔年での作成である。令和6年度は作成年度ではなかった。 令和7年度の予定。 ・部数:2,100部 ・配付先:市内小中学校・公共施設・郷づくり協議会等	正しい人権意識の醸成や更なる人権啓発活動は継続して実施する必要がある。 次回の人権啓発冊子は令和7年度に作成。 ・人権作文集「きずな」同様、配付後の活用をいかにして充実させるか。 ・委員に対して何の保障もしていない。	・広報の場を増やすために、市内金融機関での閲覧設置の拡充を引き続き取り組んでいく。 ・従来は、作成年度のみ人権啓発冊子作成委員会を活動していたが、委員からの積極的な要望で活用に関する手立てを考へ実施するために、作成のない年度の活動を引き続き取り組んでいく。	0

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民生活部人権政策課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・進め方 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
20	人権映画鑑賞 事業	市民生活 部 人権 政策課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2)施策の基本方針 ②同和教育の推進	市内の児童・生徒に対して、正しい 人権意識の醸成や更なる人権感覚の 高揚を図るための啓発活動を実施す る。 人権に関する様々なテーマで映画を 上映することにより、市内小中学校の 児童・生徒の人権教育の教材として 活用してもらう。	【実施校】 ・神興小学校(137名) ・日時:10月16日(水) ・映画タイトル「ブタがいた教 室」 ・神興東小学校(231名) ・日時:11月7日(木) ・映画タイトル「地球が動いた 日」 ・上西郷小学校(4～6年生 65 名) ・日時:11月20日(水) ・映画タイトル「5等」になりた い」 ・福岡中学校(1～3年生1,263 名) ・日時:11月12日(火)、15日 (金)、18日(月)	正しい人権意識の醸成や更な る人権感覚の高揚を図るため、 啓発活動は継続して実施する 必要がある。 令和7年度の人権映画鑑賞事 業は、福岡東中学校、福岡小 学校、福岡南小学校を予定。	今後とも、市内の児童・生徒 に対して、正しい人権意識の醸 成や更なる人権感覚の高揚を 図るため、継続して人権映画鑑 賞を実施していく。	804,700

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(健康福祉部いきいき健康課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和5年度 事業の目標・成果 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
1	「広報ふくつ」による啓発活動	健康福祉部いきいき健康課	第5章 分野別施策の推進について 7 HIV感染者/エイズ患者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 知識の普及・啓発活動の推進	12月1日の世界エイズデーに合わせて、12月号広報カレンダー裏のいきいき健康だよりに、正しい知識の普及や啓発のために記事を掲載した。	12月の世界エイズデーに合わせて、12月号広報カレンダー裏のいきいき健康だよりにより正しい知識の普及や啓発のために記事を掲載した。	正しい知識の普及や啓発について、継続して市民に情報発信していく必要がある。	毎年変わるエイズ啓発キャンペーンテーマを反映させた記事を掲載する。	0
2	ポスター、リーフレットの設置	健康福祉部いきいき健康課	第5章 分野別施策の推進について 7 HIV感染者/エイズ患者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 知識の普及・啓発活動の推進	12月1日の世界エイズデーに合わせて、12月号広報カレンダー裏のいきいき健康だよりにより、相談窓口である宗像・遠賀保健福祉環境事務所の連絡先を掲載した。	12月1日の世界エイズデーに合わせて、12月号広報カレンダー裏のいきいき健康だよりによりに県配布のリーフレットを設置した。	正しい知識の普及や啓発について、継続して情報発信していく必要がある。	今後も、HIV感染症/エイズに関する正しい知識の普及や啓発活動を継続する。県から配布されるリーフレット数に応じ、設置場所を追加する。	0
3	HIV感染症/エイズに関する相談支援事業	健康福祉部いきいき健康課	第5章 分野別施策の推進について 7 HIV感染者/エイズ患者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 専門的相談・支援機関との連携	12月1日の世界エイズデーに合わせて、12月号広報カレンダー裏のいきいき健康だよりにより、相談窓口である宗像・遠賀保健福祉環境事務所の連絡先を掲載した。	12月1日の世界エイズデーに合わせて、12月号広報カレンダー裏のいきいき健康だよりによりに近隣の相談窓口である宗像・遠賀保健福祉環境事務所の連絡先を掲載した。 ・配置職員が問い合わせに対応できるよう、問い合わせ先を案内インフォメーションで回覧した。	相談窓口の状況等について、県との連携や情報共有は継続が必要である。	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所との情報共有を図り、引き続き配置職員すべてが市民からの問い合わせに対応できる体制をとる。	0

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(こども家庭部こども課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
1	こども自身が子どもの権利について学が機会の充実	こども家庭部こども課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2)施策の基本方針 ①子どもの権利周知	保育指針に基づき、日々の保育の中で、子どもが自分の意思や力に自信を持ち、自己肯定感を高めるように支援した。	子どもが健やかに成長していくために、子どもの社会性を育み、基本的信頼感を構築し自己肯定感を育んでいく必要がある。	今後も、子どもが自己肯定感の構築や社会性を育むことができるように、自分の意思や力に自信を持てる取り組みを行う。	日々の保育の中で実践しており、当該費用のみの分類は困難。
2	児童虐待への対応	こども家庭部こども課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2)施策の基本方針 ②いじめ、不登校、非行、児童虐待防止と対応	要保護児童対策地域協議会により要保護児童や要支援児童の状況を関係機関で共有し、必要に応じて連携して迅速に対応できる体制を強化する。	要保護児童や要支援児童の状況把握、情報共有し、関係機関との連携しながら迅速な対応を行っていく必要がある。	今後も、要保護児童や要支援児童の状況を関係機関で共有し、必要に応じて連携して迅速に対応できる体制づくりを行う。	家庭児童相談室の一連の業務であり、当該費用のみの分類は困難。
3	子ども家庭総合支援拠点設置	こども家庭部こども課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2)施策の基本方針 ②いじめ、不登校、非行、児童虐待防止と対応	R4.4月より子ども家庭支援拠点を設置し、子ども(原則18歳未満の者を含む)及びその家庭(里親及び養子縁組を含む)並びに妊産婦等の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う	令和6年度からこども家庭センターとなり、子ども家庭総合支援拠点の機能を含むこととなったため、関係部署と連携して支援する必要がある。	引き続き、関係部署と連携して支援していく。	家庭児童相談室の一連の業務であり、当該費用のみの分類は困難。
4	家庭児童相談員の配置	こども家庭部こども課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2)施策の基本方針 ③子どもに関する相談窓口の設置	家庭児童相談員・母子父子自立支援員を配置し、子どもや子育てに関する相談を受けたり、家庭訪問等を行い、子どもと子育て家庭を支援する。	未就学児については子育て世代包括支援センターが、いじめ不登校については教育相談が相談を受けけるよう相談内容についての住み分けを行っている。その結果、令和6年度児童虐待や家庭紛争に関する相談や、家庭訪問等で、9,878件受け、子どもと子育て家庭を支援した。	未就学児については子育て世代包括支援センターと一体的に支援していく。いじめ不登校については各学校の支援委員会に出席して情報を共有する。	家庭児童相談室の一連の業務であり、当該費用のみの分類は困難。
5	子どものための相談窓口の設置	こども家庭部こども課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2)施策の基本方針 ③子どもに関する相談窓口の設置	家庭児童相談室が子どもの相談窓口でもあることを周知するため、幼稚園、保育所、小中学校を訪問しチラシを配布する。	悩みや不安を抱えている子どもにも、家庭児童相談室に相談できることを周知する必要がある。	今後も家庭児童相談室が子どもの相談窓口でもあることを周知するとともに、定期的に各施設を訪問し連携を図る。	家庭児童相談室の一連の業務であり、当該費用のみの分類は困難。

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(教育部学校教育課)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DOO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位：円)
1	福津市人権同僚教育協議会の実施	教育部 学校教育課	第4章 人権教育・啓蒙の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓蒙の推進 (2)教職員	様々な人権課題の解決に関する資質・能力の向上を図るために、市内・県・同和教育局協議会において、各校の担当者による取組の交流及び、教職員の全員研修会を実施する。	教職員全員研修会については、今年度も対面でカリブアホールにて行った。講師に、障害児・者問題を考える会会長の太田さんと福岡市立山崎小中学校主幹教師の八重子先生をお呼びして特別支援教育というが、児童・生徒・教員というテーマで講演をいただいた。身近で教職員のニーズに沿ったデータだったことにも取り入れたいといった前向きな言葉が多く見られた。	SNS等による非訪中傷を含めた新しい人権課題に対応できる教職員の資質・能力を高めること どうしても「講演」という形になるため、受け身の姿勢で参加する教職員の存在もある。研修会自体の運営について見直す必要がある。	教職員全員研修会を、教職員の気づきや自分の教育に対する振り返りを自ら行うことができるような内容や運営の仕方の工夫。	275,775
2	福岡県教育委員会による学習教材の活用	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2)施策の基本方針 ②同和教育局の推進	人権問題に対処する人権感覚を育成するために、同和教育副読本「かがやき」を併せてDVD版人権教育学習教材「あおぞら」の活用を教育課程に位置付け、実施した。さらに、福津市人権・同和教育研究協議会内に神興小学校の大倉先生をお呼びして「かがやき」活用の実践についてお話しいただき、活用について担当者で考えることができた。また、人権教育指導者向け学習資料「KARA FULL」を年間3回配布した。	同和教育副読本「かがやき」を併せて、D版人権教育学習教材「あおぞら」の活用を教育課程に位置付け、実施した。さらに、福津市人権・同和教育研究協議会内に神興小学校の大倉先生をお呼びして「かがやき」活用の実践についてお話しいただき、活用について担当者で考えることができた。また、人権教育指導者向け学習資料「KARA FULL」を年間3回配布した。	「かがやき」「あおぞら」を含めた人権学習が人権教育全体計画を作成することにより、カリキュラムに位置づいていないため、年間を通して計画的な学習が十分に行われているとは言えない。	人権学習のカリキュラム化を図る。	0
3	小・中学校間の連携	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2)施策の基本方針 ②同和教育局の推進	教職員の実践的指導力や人権感覚の育成のために、福津市の合同同和研究会及び宗像地区実践交流会を実施し、小・中学校における学習計画に関する調整や相互協力、相互研修を含めた連携や、9年間の見通した継続的な取組を推進する。	市内中学校区で実践交流会を開催し、各ブロックにおいて実践交流会を実施した。宗像地区としても実践交流会も開催し、代表の実践レポートをもとに交流し、指導内容や方法の工夫・改善を行った。	各自の実践レポートの交流が形骸化しがちであるため、実践交流会の交流の仕方やレポート内容等を変更する必要がある。	各中学校区が担当者を中心に、自分たちのブロックの児童生徒の実態から課題について考え、主体的に人権学習について改善を考えていく場を、各中学校区の交流会の中に位置づけてもらうよう働きかける。	0
4	学習指導法の工夫・改善	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2)施策の基本方針 ②同和教育局の推進	人権に関する意識・態度・実践力を養う人権教育の活動として、各教科等のねらいに基づいた意図的・計画的に推進されるように、福津市の合同同和研究会及び宗像地区実践交流会を実施し、小・中学校における学習計画に関する調整や相互協力、相互研修を含めた連携や、9年間の見通した継続的な取組を推進する。	各ブロックにおいて実践交流会を実施した。宗像地区としても実践交流会も開催し、代表の実践レポートをもとに交流し、指導内容や方法の工夫・改善を行った。児童生徒の「人権尊重精神の育成」と「学力と進路の保障」を目指す効果的な授業づくりや学級づくりを共有した。	上記に記載されているように、各自の実践レポートの交流が形骸化しがちであるため、実践交流会の交流の仕方やレポート内容等を変更する必要がある。	やらされ感ではなく、自ら必要感をもちて進められるような実践交流会のあり方について、宗像地区で協議し、実効性のある実践交流会にする。	0
5	小・中学校における人権教育の推進	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2)施策の基本方針 ②同和教育局の推進	小・中学校における系統的に人権教育を推進していくために、各学校において、校内推進体制を確立するとともに、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、組織的に取組を進める。	各学校において、人権教育の全体計画及び年間指導計画をもとに、授業実践を行い、組織的な取組の方向性を共有できた。	「かがやき」「あおぞら」を含めた人権学習が人権教育全体計画を作成することにより、カリキュラムに位置づいていないため、年間を通して計画的な学習が十分に行われているとは言えない。	人権学習のカリキュラム化のために、福岡県教育委員会の「人権教育指導者用手引き」をもとに、各中学校プロジェクトで人権学習のカリキュラムの位置づけを図っていくようにする。	0
6	いじめ防止基本方針	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2)施策の基本方針 ②いじめ、不登校、非行、児童虐待防止と対応	教職員のいじめ防止の未然防止、早期発見・早期対応について、認識を深め、「いじめ見逃し」を目指し、福津市いじめ防止基本方針に基づく各校のいじめ防止基本方針を作成し、活用し、全教職員が共通理解をもとに組織的対応ができるよう策定する。また、いじめアンケートを活用した校内の共有システム構築を図る。	福津市いじめ防止基本方針をもとに、各学校においていじめ防止基本方針の作成と全職員での研修を実施し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応について認識を深めた。	学校間によっていじめの認知に格差が見られ、いじめの定義や認知、早期対応について、組織的な対応が十分でない面がある。	校長研修会におけるいじめ防止対策に係る研修会の実施と、各校におけるいじめ防止基本方針の共有。いじめアンケート活用した校内の共有システムの構築を図る。	0

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(教育部学校教育課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の計画・概要 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
7	いじめ問題対策 連絡協議会	教育部 学校教育 課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ②いじめ、不登校、非行、児童虐待 防止と対応	いじめの防止等の対策を総合的かつ 効果的に推進するために、いじめの 防止等に関する機関及び団体と福 津市内学校のいじめ等の現状につい て情報を共有し、連携を行っていく。	いじめ問題対策連絡協議会において、福 津市内学校のいじめ等の現状について、 関係する機関及び団体との情報を共有 し、連携強化に向け確認を行った。また、 いじめ防止基本方針の改訂を行った。	学校によっていじめ防止に対する組 織としての体制に多少差がある。	各校のいじめ防止基本方針の 確実なHPへのアップの呼びか けと、各学校担当者への研修 会の実施。	0
8	いじめ防止対策 審議会	教育部 学校教育 課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ②いじめ、不登校、非行、児童虐待 防止と対応	いじめの防止対策の促進、重大事態 への対処及び再発防止のために、い じめ見逃し(ゼロ)の重要性を校長・ 教頭研修会の機会をとらえて周知す る。また、各学校のいじめ防止基本方 針を見直しを促し、組織体制づくりを 図る。	いじめの認知及び、重大事態への 対処及び再発防止策について、福津 市いじめ防止対策基本方針をもとに 共通理解を図った。	いじめの重大事態に限らず、日常的 ないじめ事案においても相談・助言の 関係が必要。	いじめ(ゼロ)ではなく、いじめ見逃 し(ゼロ)の重要性を校長・教頭研修 会の機会をとらえて周知するととも に、いじめの疑いの段階から早期対 応する教職員の見直しを促す。また、 各学校のいじめ防止基本方針を見直 しを促し、組織体制づくりを図る。	49,000
9	いじめ・不登校 等支援連絡協 議会	教育部 学校教育 課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ②いじめ、不登校、非行、児童虐待 防止と対応	いじめ・不登校等生徒指導上の諸問 題の解決のために学校と関係機関 が連携・支援を必要とする児童生徒 への支援体制、ネットワークの構築を 図る。	いじめ・不登校等児童生徒の現状に ついて情報を共有し、支援を必要とす る児童生徒への支援体制と具体的支 援の内容について共通理解を図った。	いじめ重大事態の発生や急増する不 登校児童生徒など、各学校体制の構 築や市教委の対策に課題がある。	いじめと不登校を別々にし、それぞれ に担当者を各校配置し、担当者による 研修会を行い、理解を深める。	0
10	適応指導教室	教育部 学校教育 課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ②いじめ、不登校、非行、児童虐待 防止と対応	不登校の児童・生徒の社会的自立の 支援、学校生活への復帰のために、 適応指導教室を設置し、個々に応じた 指導、体験活動等を行う。	教育支援センター「ひだまり」におい て、個々の課題に応じた指導、体験活 動等を実施した。	学校内における「心の居場所」に通 う子供たちに対応する教員の不足。 担任の抱え込みや、増加する不登校 児童生徒に対する組織的対応の難し さ。	子どもたちの小さな心のSOSを届 け、学校生活の「居場所」として対応するた めにも、担任外の教員が対応できるよ うな人員の配置等環境の整備を図 る。	11,277,999
11	情報モラル教育	教育部 学校教育 課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ②いじめ、不登校、非行、児童虐待 防止と対応	児童生徒が、自他の権利を尊重し、 情報社会での行動に責任をもつこと や、情報を正しく安全に利用できる情 報モラルを身につけるため、昨年度作 成した情報モラルカリキュラムを活用 し、進めていく。また、小学校高学年、 中学校ではSNS上のトラブルに關す る情報モラル学習を実施を促す。	小学校では、道徳、社会科、総合的な 学習の時間、中学校では技術科や道 徳を中心に情報モラルを身につけ させる学習を実施するとともに、SNSの 利用について規範意識を高める学習 を実施した。	GIGAスクール構想の実現に向けた 情報活用能力の育成に加え、SNS上 の情報モラルについて、小中連携した 指導の充実が必要。	情報モラルカリキュラムを作成する。 小学校高学年、中学校ではSNS上の トラブルに関する情報モラル学習を実 施する。	0
12	スクールカウ ンセラー、スク ールソーシャル ワーカーの配置	教育部 学校教育 課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ③子どもに関する相談窓口の設置	不登校の児童・生徒の社会的自立や 学校生活への復帰のために、教育相 談体制の充実や強化を図るとともに、 児童・生徒の状況把握及び支援、関 係機関とのネットワークの構築、連 係ミーティングの場において、情報共 有を行い、連携体制づくりを努める。	教育相談体制の充実や強化を図ると ともに、児童・生徒の状況把握及び支 援、関係機関とのネットワークの構 築、連携の充実を図った。SSWを3名 体制にした。	SC、SSWの対応件数の増加に伴 い、人員の増加や勤務時間の増加が 必要。	SC、SSWの対応件数の増加や問題 案件の複雑化に伴い、人員の増加を 検討する。	14,968,275
13	児童・生徒相談 室の設置	教育部 学校教育 課	第5章 分野別施策の推進について 1 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ③子どもに関する相談窓口の設置	ホームページや各種研修会での相談 室の紹介と、それぞれの事業に応じ た適切な対応を行ったり、相談窓口の 周知を行ったりする。	ホームページや各種研修会での相談 室の紹介とともに、SCを活用した支 援体制を整えた。	学校内外で子供たちが気軽に 相談できる場所が引き続き必 要。	保護者の相談場所だけでなく、学校 内外での子供たちが安心して相談で きる場所の確保のため、相談窓口の 周知の徹底やSSWとの連携を密に 図っていく。	0

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(教育部学校教育課)

No	施策・事業名	担当部 課名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
14	ALT(外国語指導助手)派遣事業	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 6 外国人の人権問題 (2)施策の基本方針 ①国際交流及び国際理解教育の推進	児童生徒の外国語の習得と外国の生活習慣や文化理解のために、小・中学校でALTとともに、外国語専科教員を配置し、外国語活動、英語教育の充実を図る。	ALTの効果的な活用のために、主幹教諭が中心となり授業内容について連絡・調整を行い、授業の質の向上を図った。ALTにも積極的に外国の文化に触れる機会を作った。	外国の文化に触れる機会を作ったが、児童生徒が生活習慣や文化理解がより深まる機軸をつくる必要がある。	各学校の現状に応じた、国際理解教育や多文化共生社会についての教育をおこなっていく。	35,043,360
15	国際理解教育	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 5 外国人の人権問題 (2)施策の基本方針 ①国際交流及び国際理解教育の推進	異文化理解や多様な他者の人権尊重のために、学級内の一人一人の人権を尊重する支持的風土のある学級づくりに関する研修を実施し、その上に立って、異文化理解、共生に関する授業づくりを実施する。	社会科、道徳科、学級活動(2)(3)、総合的な学習の時間を中心に国際理解教育を充実させ、多様な他者と共生していく態度を育成を図った。	外国にルーツを持つ児童生徒の増加に伴い、国際理解・多文化共生の必要性が高まってきている。異文化理解や多様な他者の人権尊重のために、学級や学校における友達一人一人の人権を尊重する態度の形成が必要である。	学級内の一人一人の人権を尊重する支持的風土のある学級づくりに関する研修を実施し、その上に立って、異文化理解、共生に関する授業づくりを実施。教員の異文化理解、共生に関する研修を進める。	0
16	学校におけるエイズ教育	教育部 学校教育課	第5章 分野別施策の推進について 7 HIV感染者/エイズ患者の人権問題 (2)施策の基本方針 ①知識の普及・啓発活動の推進	エイズ及び性感染症の疾病概念や感染経路、予防方法を理解させるために、人権的視点で、児童生徒の当事者意識を高める保健領域の授業改善を図る。	各学校種、学年の実態に応じて保健領域の学習を中心に、エイズ及び性感染症の疾病概念や感染経路、予防方法などの学習の充実を図った。	エイズ及び性感染症の疾病概念や感染経路、予防方法を理解にとどまっていること。	人権的視点で、児童生徒の当事者意識を高める保健領域の授業改善を行う。	0

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(教育部郷育推進課)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・効果 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
1	郷育カレッジ 郷育推進課	教育部 郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和啓発の推進	講座一覧から、希望講座を選択し受講する福津市独自の生涯学習システム。受講すると単位となり、単位数により表彰し参加を促進している。男女共同参画や人権に関する講座も実施している。	男女共同参画に関する講座等、人権に関する内容の講座を実施している。	講座一覧を元に申込みが行われているが、申込者数の減少が課題となっている。	講座紹介文や講座内容を見直し、申込者の増加を図る。	1,920,576円 (カレッジ講座 運営事業費 カレッジ講座 運営事業)
2	郷育カレッジ認定講座	教育部 郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和啓発の推進	郷育カレッジに含まれない講座やイベントに参加・受講すると郷育カレッジの単位として認定する講座に、人権講演会を指定している。	人権講演会、男女共同参画都市宣言記念講演会を認定講座としている。	新型コロナウイルス感染症の流行以前のよう参加者の確保が課題となっている。	広報やHP等を活用し、講演会開催の周知を図る。	0円
3	まちづくり講座 出前編	教育部 郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和啓発の推進	福津市まちづくり講座出前編に、人権政策に関するメニューを設け、任意のグループの希望に応じて講師を派遣する。	人権に関する出前講座を実施している。	出前講座の依頼数は回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の流行以前の依頼数には戻っていない。	広報やHPの活用、公共施設等へのチラシ配布を行い、講座の周知を図る。	60,000円(郷育推進一般管理費 出前講座実施事業)
4	中央公民館・図書館等での人権教育・啓発活動	教育部 郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 1 同和問題 (2) 施策の基本方針 ② 同和啓発の推進	中央公民館では、人権啓発を目的に人権講演会への自治公民館長・主任の参加を促す。また、人権関係の常設展示を行い、啓発に繋げる。図書館では、男女共同参画推進月間に関連図書を集めて特設展示等を行う。	図書館では、男女共同参画推進月間に合わせて特集コーナーを設置し、男女共同参画関連運本の展示を行った。	来館者だけでなく、来館者以外の人に対して男女共同参画の意識・関心を持ってもらう。	男女共同参画特集コーナー設置を図書館ホームページ等で告知する。	0円
5	青少年育成市民の会	教育部 郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	青少年の健全育成及び非行・被害防止を図ることを目的として、市民及び関係機関・団体と連携しながら事業を推進する。	関係機関や団体と連携して、青少年の健全育成及び非行・被害防止を図る取り組みを行った。	より密接な関係団体との連携や情報共有の促進が課題となっている。	必要に応じて研修会や協議会等の場を設け、関係団体との連携や情報共有を密にする。	1,880,000円 (青少年育成市民の会補助金)
6	青少年指導員会事業	教育部 郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	青少年の非行・被害防止を図ることと目的として、各校区分指導員会による日常のバトリールや、地域で開催される祭り・イベントなどの巡回活動を行う。	非行・被害防止を主目的として、各校区分ごとに年間を通してバトリールや啓発活動を行った。	事業発生時の迅速な情報共有が課題となっている。	事務局と会長、関係校区長間で情報共有を確認し、校区毎に整備した連絡網により情報伝達を行う。	1,600,000円 (青少年指導員会補助金)
7	青少年アンビジャス運動	教育部 郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	県が推進する青少年アンビジャス運動に呼応し、主に放課後における児童の補助学習や体験活動の機会を作ることを目的として、アンビジャス広場を開設する。	主に放課後における児童の学習・体験活動の機会をつくるため、7箇所のアンビジャス広場開設を委託した。	各広場の活動状況等の報告は電話やメールで受けているが、現場確認した回数が少なかつた。	年4回の広場連絡会議を活用して各広場の活動状況等を確認する。また、広場訪問の回数を増やすことで市と各広場との情報共有を図る。	1,300,000円 (アンビジャス推進事業費)
8	地域の見守り活動	教育部 郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	各校区分青少年指導員会による、登下校時の見守りや巡回活動を行う。	各校区分の青少年指導員会により、主に登下校時の見守りや巡回バトリールを行った。	事業発生時の迅速な情報共有が課題となっている。	事業発生時すみやかに、事務局と会長、関係校区長間で情報共有を確認し、校区毎に整備した連絡網により情報伝達を行う。	1,600,000円 (青少年指導員会補助金)
9	青色灯装着車による巡回	教育部 郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	各校区分青少年指導員会による、青バト巡回を行う。また、青バト巡回の円滑な実施のため、各校区分指導員に対して、青色防犯バトリール実施者証の取得促進に向けた働きかけを行う。	各校区分の青少年指導員会により、青色回転灯装着車による巡回を行った。	高齢化による車輦登録停止に加え、新規登録が伸びないため、既存の青色回転灯装着車の登録数が減っている。	青少年指導員の青色防犯バトリール実施者証の取得を進め、青色回転灯装着車を増やして、同乗してもらいやすい状況をつくる。	1,600,000円 (青少年指導員会補助金)

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表（教育部郷育推進課）

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
10	子ども110番の家	教育部郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	地域の安全や犯罪の抑止を目的として、各校区青少年指導員会を通じて、地域住民や店舗等に「子ども110番の家」幟やステッカーの設置を働きかける。また、既存の設置箇所に対しては定期交換など適切な管理を行う。	各校区の青少年指導員会や学校から、店舗や民家等に「子ども110番の家」ステッカーや幟の設置を働きかけるとともに、汚損したものの取り替えを行った。	地区によっては、特に幟が破損したものが目立つところもあるため、新たに増やすだけでなく設置後のフォローを進めることが課題。	役員会や研修会において幟設置の意義を伝え、巡回ハットロール時など定期的に状況確認を行うことを徹底する。	1,600,000円 (青少年指導員会補助金)
11	子ども会育成会連合会	教育部郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 青少年健全育成の推進	子ども会活動の活性化に繋げることを目的とした、育成会事業の推進やジュニアリーダーの養成等を行っている市子ども会育成会連合会に列して、活動費の一部を支援する。	子ども会育成会やジュニアリーダー養成講座の実施のため、市子ども会育成会連合会に対して補助金を交付した。	連合会に加盟する各地区の子ども会が減少しており、連合会・子ども会ともに今後を見据えた取り組みが必要。	定期的に情報共有を行うことで、団体との連携強化を図り、適切な運営をサポートする。	1,900,000円 (子ども会育成会連合会補助金)
12	中央公民館主催事業	教育部郷育推進課	第5章 分野別施策の推進について 6 外国人の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 国際交流及び国際理解教育の推進	ハンガル講座は、平成10年から開講し、講座卒業生によって「日韓慶福交流会」が設立され、自主的な取組が現在も継続される等の成果を得た。近年、受講者数が減少していることもあり、令和5年度末を以って事業を終了した。	子ども会育成会やジュニアリーダー養成講座の実施のため、市子ども会育成会連合会に対して補助金を交付した。	令和5年度を持って事業終了。	令和5年度を持って事業終了。	

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(経営企画部経営戦略課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・成果 (WHAT)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
1	国際交流	経営企画 部 経営 戦略課	第5章 分野別施策の推進について 6 外国人の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 国際交流及び国際理解教育の推進	市民が直接外国人と交流できる機会を支援し、異文化理解を促進する。	福岡県による市町村職員向け研修会に参加し、県内市町村の情報などを収集することができた。	コロナ禍で中断されていた市民団体の交流事業が再開されてきている。活発な交流事業となるため、市としてどのような支援ができるかが課題。	市民団体へ、福岡県などから提供される交流事業の取り組みなどの情報提供を行い、活発な交流事業実施の参考としてもらう。	0円

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(健康福祉部高齢者サービス課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
1	介護予防サービスの充実	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ①介護予防・自立支援の推進と高齢者の社会参加	住み慣れた地域で、出来るだけ自立した生活が継続できるよう、様々な介護予防事業を関連付けて実施することにより、要介護リスクの高い方の介護予防防活動地域で継続していただけるように支援する。	地区巡回型介護予防防健診事業、介護予防サポーター養成事業、地域リハビリテーション活動支援事業等を関連付けて行うことで、高リスク者に対して早期にアプローチすることができた。また、地区巡回型介護予防防健診事業では、アウトリーチを初めて実施し、団体に所属していない市民にもアプローチをすることができた。	介護予防防活動が必要と思われる地域(地区)へのアプローチ。	実施が必要と思われる地域(地区)への介護予防防活動の推進方法の検討。	37,940,512円 (一般介護予防事業の総額)
2	シルバー人材センター活動支援事業	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ①介護予防・自立支援の推進と高齢者の社会参加	高齢者の社会参加、就労の機会の拡大を図るため、シルバー人材センターの活動に対して補助金を交付し支援する。	シルバー人材センターの活動に対して補助金を交付し、高齢者の社会参加を推進した。	現役世代の減少傾向により様々な分野の担い手不足が予想され、高齢者のますますの活躍が期待されている。	働く意欲のある高齢者が就労できるよう引き続き支援を行う。	15,324,000円
3	生活支援体制整備	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ①介護予防・自立支援の推進と高齢者の社会参加	誰もが住みやすい地域を目指す。地域の助け合いをサポーターするため、つづき地域で活動する生活支援コーディネーターと共に、地域課題の解決に向けて、地域の活動や地域資源を繋ぎ、生活支援体制を整えていくことを目指す。	移動販売を行っているグリーンコープと業務委託を行い、買い物弱者に対する支援を実施することができた。	地域課題の把握とさらなる支援体制づくり。	各地域の活動団体との連携を行っていく。	17,144,358円
4	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ②高齢者の権利擁護の推進	①高齢者の生活相談②介護予防の支援③権利擁護・高齢者虐待防止④地域ネットワーク構築 上記業務を行う地域包括支援センターの運営事業。	相談窓口の周知、身近な関係者(特に民生委員や地域の集会所など)に積極的に参加した。また、成年後見制度や虐待研修を実施し高齢者の権利擁護意識を高めた。	高齢者の増加に伴い、相談件数の増加や内容の複雑化が進んでいる。	相談件数の推移等を確認しながら、地域包括支援センターと連携し、対応を検討していく。	78,656,305円
5	認知症地域支援・ケア向上事業	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ②高齢者の権利擁護の推進	認知症になっても、当事者の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症の方やその家族を支援する。地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と共に認知症カフェの開設支援など、認知症の当事者や家族が気軽に相談できる場づくりを行う。	引き続き地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置。包括支援センターを主体とする認知症カフェを立ち上げ、モデルケースとする体制を整える事ができた。	認知症カフェを他の地域での立ち上げを検討する。	人手不足等の問題も考えられるため、認知症サポーターからのボランティア派遣等の検討を行う。	5,875,656円
6	認知症初期集中支援推進事業	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ②高齢者の権利擁護の推進	認知症の初期支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置。地域包括支援センターの専門職、認知症サポーターと連携しながら対応している。	引き続き地域包括支援センター内にチームを設置。地域包括支援センターから引き続き様々な事例に対し、対応を行った。	本人、家族が途中で介入を拒否した場合、対応が困難となり6ヶ月の支援期間では解決できない場合がある。	地域包括支援センターの三職種と更に連携しながら対応を行う。	5,490,000円
7	認知症サポーター育成事業	健康福祉部 高齢者サービス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ②高齢者の権利擁護の推進	認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターを育成する。	認知症サポーター養成講座では、認知症基本法の内容を踏襲するよう、講座内容を修正した。	認知症サポーター養成講座のテキストの内容を認知症基本法に則した内容に修正する。	認知症基本法等の勉強会を開催するなど、講師陣のスキルアップに努める。	536,120円

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(健康福祉部高齢者サービス課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・効果 計画 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
8	認知症支援啓 発事業	健康福祉 部 高齢 者サービ ス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2)施策の基本方針 ②高齢者の権利擁護の推進	イベントの開催等を通じて、認知症に 対する正しい理解を広げ、偏見のない 認知症の方が住みやすい環境づくり のための啓発を行う。	「認知症の人を、地域で支えるまちづ くり」を合言葉に、認知症に対する正し い理解を広げるため、認知症啓発イ ベントを開催した。	より効果的に認知症に対する理解を すすめるため、イベント実施時の企画 に工夫が必要。	認知症セーフティネットワーク運営草 案と共働しいベント企画を計画的に立案 する。	285,050円
9	成年後見制度 利用支援事業	健康福祉 部 高齢 者サービ ス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2)施策の基本方針 ②高齢者の権利擁護の推進	成年後見制度の啓発のための研修会 の開催、市長申立の実施、申し立て 費用・成年後見人等の報酬助成を行 う。	市長申立を1件、報酬助成を9件を突 施。また、民生委員や自治会役員等 を対象に成年後見制度についての研 修等を実施した。	啓発に継続して取り組んでいいるが、 成年後見制度自体の周知が進んでい ない。	社会福祉協議会や地域包括支援セン ターと連携しながら研修会等を通じて 啓発を更にすすめる。	185,785円
10	市民後見推進 事業	健康福祉 部 高齢 者サービ ス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2)施策の基本方針 ②高齢者の権利擁護の推進	市民後見人登録者を対象としたフォ ローアップ研修や法人後見の支援員 等としての活動の支援を行う。また、 権利擁護運営委員会を開催する。	市民後見人が安心して活動できるよう、登録 者を対象としたフォローアップ研修、成年後見 運営委員会の開催など、支援体制づくりを 行った。	啓発に継続して取り組んでいいるが、 成年後見制度自体の周知が進んでい ない。	社会福祉協議会や地域包括支援セン ターと連携しながら研修会等を通じて 啓発を更にすすめる。	3,998,800円
11	権利擁護事業	健康福祉 部 高齢 者サービ ス課	第5章 分野別施策の推進について 4 高齢者の人権問題 (2)施策の基本方針 ②高齢者の権利擁護の推進	高齢者虐待対応に関する事業や権利 擁護のための啓発事業を行う。	地域包括支援センターとともに高齢者 虐待対応を行った。また、虐待研修を 実施し高齢者の権利擁護意識を高め た。	無職や精神疾患が疑われる子との同 居のケースなど、世帯が複合的な問 題を抱える事例が増加している。	他部署、他機関との連携をすすめる、必 要時は共同で対応にあたることができ るよう働きかける。	167,140円

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表（こども家庭部子育て世代包括支援課）

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位：円)
1	親向けの教育プログラムの実施	こども家庭部 子育て世代 包括支援課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2) 施策の基本方針 ② いじめ、不登校、非行、児童虐待 防止と対応	ノーバディーズパワースタートプログラム等を実施し、育てにくさや関わりにくさなど子育てで直面する様々な悩みや問題にうまく対処できるように学びの場を提供する。	子育て講演会(1回)やノーバディーズパワースタートプログラム(連続8回)の親支援プログラムを行い、保護者に発達や子育てに関する学習の機会を提供した。	発達に関する理解を深めることで育児に対する不安や悩みが軽減し、子育てに自信と楽しさが持てるよう保護者を支援していく。	子育てで直面する様々な悩みや問題に保護者がうまく対処できるように子どもの発達や子どもへの関わり方についての学びの場を提供する。	246,800

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表（総務部人事秘書課）

No	施策・事業名	担当部署 名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・計画 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
1	職員人権研修	総務部 人事秘書 課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (1)市職員	市職員を対象とする人権研修を実施することにより、を目的とした事業。例年、人権政策課と企画しており、令和6年度は「古賀市梅津木苑」の施設研修を実施予定。	古賀市のし原処理施設「古賀市梅津木苑」の施設研修を実施し、約190名の職員が受講した。施設建設経緯や古賀市が実施してきた取り組みについて、実際に施設職員から講義を受け、人権問題を身近に感じ、人権に対する理解を深めることができた。	令和6年度から、新たに「古賀市梅津木苑」の施設研修を導入したが、全職員の受講には至っていない。	未受講職員を対象に、昨年度同様の「古賀市梅津木苑」の施設研修を人権政策課、うみがめ課と連携し実施する。今後も、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、職員対象の人権研修を継続して行っていく必要がある。	0円
2	福岡県市町村職員研修	総務部 人事秘書 課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進 (1)市職員	市町村職員研修所における市町村職員対象の階層別研修には、人権学習が組み込まれている。その研修を対象職員に受講させることにより、人権に対する正しい理解と認識を深め、職務に活かすことを目的とした事業。	市町村職員研修所における階層別研修の対象職員は、予定通り、組み込まれている人権学習を受講した。人権に対する理解と認識を深めた。	採用時や採用3～4年目、新任係長、課長への昇任時という節目に、必ず受講するため効果的である。職員が、人権問題を常に身近で起こっている課題として捉え続ける必要がある。	継続して実施し、市職員として、人権問題が重要な課題であるという認識を持ち続けるよう促す。	733,200円 (旅費と負担金の合計額)

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民生活部男女共同参画推進室)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・細目 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
1	男女共同参画 都市宣言関連 事業	市民生活 部 男女 共同参画 推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 男女共同参画社会を実現するた めの啓発促進と人材育成	市が主催する男女共同参画 都市宣言記念事業をはじめ、毎 年9月の男女共同参画推進月 間に講演会等を開催する。 また他部署と連携のもと「男女 がともに歩む一歩」の表彰や 「男女がともに歩むまづくり推 進モデル」の推奨を実施し、「男 女共同参画宣言都市・ふくつ」 の市民への周知を促進する。	9月28日(土)に「男女共同参画都市 宣言関連事業」として講演会を開催。 講師に、西日本短期大学保育学科の 学科長であり公認心理師やフェミニス トカウンセラーの資格を持つ宮永明子 さんを招いた。テーマは、『今の世の 中、男女平等じゃないの??～無自覚な ジェンダーバイアスに気づくために～』 と題し、「誰にとっても生きやすいこ れからの時代を創るために、気づき のヒントについて講演を行っていただ いた。定員40名に対して33名の参加 であった。 また、12月の人権講演会の中で、推 進モデルと一行詩優秀作品の表彰を 行い、「男女共同参画宣言都市・ふく つ」の市民への周知を行った。 推進モデルは、本市で新規就農され た女性を推薦した。	・講演会は、市ホームページ以外に市 公式SNSを活用し広報活動を行った が、比較的に男性の参加者が少なっ た。	・集客アップのため、ターゲットを明確 にし魅力的なタイトルやチラシ作成の 工夫を行う。	89,400
2	女性リーダー養 成講座	市民生活 部 男女 共同参画 推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の人権問題 (2) 施策の基本方針 ① 男女共同参画社会を実現するた めの啓発促進と人材育成	女性人材育成セミナーなど女 性を対象とした講座を開催し、高 次のリーダーとしての資質を高 める機会とするとともに、政策・ 方針決定の場への女性の参画 を促進する。また、セミナーなど の情報提供に努める。	2月20日、タイトルは「自分らしい未 来を描くポジティブ・アクション講座」 として、男女共同参画人材育成セミ ナーを開催した。 講師は、NPO法人九州コミュニケーション研 究所の中村善輝さんを招き、あな だだったらどうする?という問いかけに 答えながら、女性が自分らしい活躍の 場を身につけるといった講座を行った。 参加者は、60代以上が多く16名だっ た。アンケートでは、「自分の活動を見 直すきっかけをいただけた」と思いま す。忙しすぎて自分らしい生活が出来 ていないと感じました。やりたい事も、 やれる分量。配分を考えて実行しま す。」との感想が上がった。	若年層の参加者が少ない。	集客アップのため、ターゲットを明確 にし魅力的なタイトルやチラシ作成の 工夫を行う。	15,000
3	DV防止に向け た啓発促進	市民生活 部 男女 共同参画 推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の人権問題 (2) 施策の基本方針 ② 女性の人権が尊重される社会づく り	DV防止啓発冊子の活用や広 報・ホームページを通じた意識 啓発の充実を図る。また、若い 世代の男女に対し、将来にわた りDVの加害者にも被害者にも させないために市内の高校に おけるデートDVに関する出前 講座の実施など、あらゆる機会 を通じた啓発運動を推進する。	デートDVを未然に防ぐことを目的に、 市内の高校を対象に、デートDV防止 講座を実施した。結果、令和6年度 は、福岡県立水産高校の1年生に対 象に実施した。	他の授業カリキュラムも多い中で、学 校側が出前講座を実施することが難 しい状況にあると思われる。しかしな がら、デートDV防止啓発の大切さを 理解いただながら、協力をお願いし ていく。 また、デートDV講座は、高校生ではな く中学生が妥当か検討する。	・光陵高校、水産高校2校どちらとも出 前講座が毎年実施できるよう、引き続 き働きかけを行う。	20,000

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民生活部男女共同参画推進室)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的、効果 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
4	ふくつ女性ホット ライン	市民生活 部 男女 共同参画 推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の権利問題 (2) 施策の基本方針 ②女性の権利が尊重される社会づく り	女性を対象とした悩み事を何 でも相談できるホットライン(相 談窓口)を設置して、暴力や虐 待、セクシュアル・ハラスメント だけでなく、デートDV、健康、 夫婦・家族のこと、子育てや介 護などについての相談を受け る。	令和6年度の延べ相談件数は432件 (全て電話相談)。前年より148件増加 した。 相談内容で一番多いのは生き方で 195件、次に対人関係で81件、夫婦関 係が62件、DVに関するものは23件と なった。 共同設置する糟屋郡地区自治体の中 でも相談件数が多くなっている。 DV、夫婦・家族の問題、虐待、セク シュアル・ハラスメント、健康問題など相 談内容は多岐に渡っており、女性から の悩み事の相談窓口として機能して いる。	男性やLGBTの方の市独自のホット ライン(相談窓口)がないので、県が 設置している相談窓口を紹介してい る。	令和5年度から、性別に関わらず対面 で相談ができる「ふくつ こころと生き 方の相談」窓口を設置した。	829,432
5	女性のための 無料法律相談	市民生活 部 男女 共同参画 推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の権利問題 (2) 施策の基本方針 ②女性の権利が尊重される社会づく り	夫婦・恋人間の問題、離婚、DV やセクシュアル・ハラスメント、 雇用問題など、女性の権利に 関する法律問題についての無 料相談を年間4回実施する。	年間4回(5月・8月・11月・2月)実 施。 各回4名ずつの募集に対し、年間16 名の利用があった。 また、広報紙やチラシの配布だけでな く、校長会や園長会、郷づくり事務局 員会議などで相談窓口の周知を行っ た。	離婚やDVなどの女性の権利問題や 法律との関連の深い相談が多い窓口 のため、広く周知を図る。 問題解決のための助けとなっており、 引き続き実施していく。	無料法律相談は、広報活動や紹介に より少しずつ認知されつつあるため、 今後もし引き続き広く周知を行う。	160,000
6	庁内相談体制 の充実	市民生活 部 男女 共同参画 推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の権利問題 (2) 施策の基本方針 ②女性の権利が尊重される社会づく り	庁内各相談窓口が連携して、 迅速な問題解決につなげること ができるように「相談窓口担当 者会議」を開催し、定期的な情 報交換を図るとともに、誰もが 安心して相談できる体制を整備 する。	相談窓口担当者会議とDV支援措置 関係長連絡会議を開催。支援措置 制度の説明、事務の取り扱い等の確 認と注意喚起を行った。担当者会議 では実際に窓口で対応する職員が参 加しているため、窓口での対応案件 や相談窓口について重点的に説明し た。 児童虐待や被害者虐待、高齢者のDV が含まれる相談については、それぞ れの部署と一層に対応した。配偶者 暴力相談支援センターにも連絡、相 談を行い、実際に配偶者暴力相談セ ンターへの相談に繋がった案件もあっ た。	今後も、関係法制度などを始めとし て、随時情報を集めつつ、対応してい かなければならない。 また、庁舎内外の他部署との連携も 行っていく。	誰もが安心して相談できる体制とな るよう、相談研修を受講したり、関 係法制度の情報収集を行う。また、県 や国からの通知があった場合は、こ れまでとおり、早急に周知徹底を行 う。	0
7	審議会等女性 委員交流セミ ナー事業	市民生活 部 男女 共同参画 推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の権利問題 (2) 施策の基本方針 ③職場、家庭、地域における男女共 同参画の環境づくり	人材育成セミナーと統合して実 施し、講師や内容を検討しながら、 参加した女性たちが地域や 会議など意思決定の場に踏み 出していけるような取り組みを 行う。	令和3年度からは、人材育成セミナー と事業を統合。 講師は、NPO法人九州コミュニティ研 究所の中村善輝さんを招き、あなた だっただろうか？という問いかけに 答えながら、女性が自分らしい活躍の 場を見つけないといった講座を行った。	若年層の参加者が少ない。	集客アップのため、ターゲットを明確 にし魅力的なタイトルやチラシ作成の 工夫を行う。	0

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民生活部男女共同参画推進室)

No	施策・事業名	担当部課名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・経費 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
8	ワーク・ライフ・バランスの推進	市民生活部 男女共同参画推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の権利問題 (2) 施策の基本方針 ③職場、家庭、地域における男女共同参画の環境づくり	仕事と生活の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供や啓発を行う。	広報や郷育カレッジ講座、パパ養成講座事業の中で、ワーク・ライフ・バランスをテーマとして取り上げた。	参加者個人だけでなく、事業所への働きかけも併せて継続が必要と考えている。	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、引き続き広報紙等で取り上げたり、郷育カレッジ講座等で取り上げるポリシーームを多くするなどして、広く市民への周知を図る。	56,000
9	男女共同参画推進状況報告書の受付及び公表	市民生活部 男女共同参画推進室	第5章 分野別施策の推進について 2 女性の権利問題 (2) 施策の基本方針 ③職場、家庭、地域における男女共同参画の環境づくり	男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項に基づき、男女共同参画推進状況報告書について、指名業者登録年度であるため、業者登録時に提出を求め、その提出状況は集計後、ホームページ等で公表する。	指名競争入札参加資格審査申請が行われたので、申請書類といっしょに男女共同参画推進状況報告書の提出を求めた。 申請業者全てから提出があった。	労働と男女共同参画が関係する法制度の新設や改正があった際は、随時対応することができるよう、情報収集に努める。 その他、業者の負担を減らすため、推進状況報告書をシンプルな内容や書式に改正することが必要。	業者から提出された報告書の回答内容の集計や分析により、特徴的な取り組みを行っている事業者があった場合は、周知を行う。また、回答結果を講座等でお知らせする。 推進状況報告書の質問内容を精査する。見直す。	0

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(市民共働部地域コミュニティ課)

No	施策・事業名	担当課名	基本計画の位置付け	令和5年度 事業の目的・成果 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
1	地域の見守り活動	市民共働部地域コミュニティ課	第5章 分野別施策の推進について 3 子どもの人権問題 (2)施策の基本方針 (4)青少年健全育成の推進	郷づくり推進協議会、自治会、青少年指導員会、PTA、子ども会などが児童の登下校を見守ったり、防犯パトロールを行う。	年間を通じて、郷づくり推進協議会、自治会、青少年指導員会などの団体の見守り活動を行うことにより、地域防犯につながった。	郷づくり部会の見守り活動従事者の確保するため、郷づくりの認知度を上げるとともに人材発掘につながる方法を模索する。		0
2	市民による外国語講座	市民共働部地域コミュニティ課	第5章 分野別施策の推進について 6 外国人の人権問題 (2)施策の基本方針 ①国際交流及び国際理解教育の推進	市民活動団体等による外国の言語や文化の勉強会等の開催を支援することとで、外国籍の方への理解を深め、交流を促進する。	市未来共創センターへ登録している、多文化共生に取り組む市民活動団体(日本語教室わかば、日本中国友好協会)及び場づくりアソシエーター実行委員会、実践バススクール受講生グループが語学や文化の学びの場等を開催。 ※団体やグループの広報支援や活動場所の無償提供などの行政支援あり。	団体活動は充実しているが、活動内容を広げ、活動の理解者を広げていくことに対し、手が回っていない団体がある。 バススクール受講生グループが自発的に市民活動団体となり、継続して活動をする主体となるための支援が必要である。	広報活動をはじめ、市未来共創センターで実施している市民活動団体支援を継続する。さらに団体の活動場所の可能性が広がるような関係部署をはじめとした連携先とつなぐ等の伴走支援に取り組む。	0
3	日本語講座の促進	市民共働部地域コミュニティ課	第5章 分野別施策の推進について 6 外国人の人権問題 (2)施策の基本方針 ①国際交流及び国際理解教育の推進	市民活動団体等による外国籍の方向けの日本語教室開催を支援することとで、外国籍の方の暮らしやすさに寄与する。	福津市近郊在住の外国人のために日本語教室を開催している市民活動団体「日本語教室わかば」が毎週火曜日に日本語教室を開催。 ※市未来共創センターの会議室等を無償貸出、公共施設使用料の半額免除等の行政支援あり。	外国籍を有する方の方の日本語を学びたいというニーズが年々高くなってきているにもかかわらず、日本語教室を開催している団体が市内に1つしかないこと。団体活動へ参加したい人も増えてきているが、団体側が受入対応に人手が必要で、負担がかかっていること。	「日本語教室わかば」に対して、行政支援を継続することに加え、団体活動へ参加したい人とのつなぎ方を工夫するなどし、団体負担軽減につながる支援策をデザイン思考で模索する。	0

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(健康福祉部福祉課)

No	施設・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・趣意 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
1	障がい者差別 解消対応マニフ ェストに基づく接 遇	健康福祉 部 福祉 課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・ 啓発の推進 (1)市職員	個々の障がい者の特性を理解し、合理的 配慮に沿った接遇ができるように、 市職員としてマニフェストに沿った適切 な接遇を行う。	新規採用職員に向けて「障がい児者 への合理的配慮」をテーマに説明会 を行い、障がいに対する理解促進、啓 発促進を行った。	入行したばかりの職員に複線で幅広 い障がい特性をわかりやすく伝えられ るよう工夫が必要。	障がいについての合理的配慮につい て、身近に感じ行動できるように説明 内容の工夫を行う。	0
2	民生委員・児童 委員協議会へ の支援	健康福祉 部 福祉 課	第4章 人権教育・啓発の推進について 2 特定職業従事者等への人権教育・ 啓発の推進 (4)人権擁護・保健福祉関係者等	厚生労働大臣より委嘱を受けた民 生委員・児童委員は、民間ボランティ アとして日頃より市民の福祉の増進に 携わる活動を行っている。その民生委 員・児童委員の活動を支援するため の補助金について、予算の範囲内で 交付する。	民生委員、児童委員の活動を支援 するため、補助金を適切に交付した。	民生委員、児童委員の活動を支援 するため、補助金を交付する必要が ある。	補助金交付を継続する。	1,108,000
3	まちづくり講座	健康福祉 部 福祉 課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ①障がい者への正しい理解と認識 のための市民啓発の推進	障がいに関する情報提供を希望する 団体に対して、まちづくり講座を通じて 障がい福祉についての理解促進を図 る。	今年度はまちづくり講座の依頼がな かった。	令和6年4月より障がい者への合理 的配慮が一般事業所においても義務 化された。このような経緯もあり、説明 の場を増やす必要がある。	障がいに関する情報提供を丁寧に行 い、興味を持ってもらえる機会を増 やす。	0
4	社会福祉協議 会による広報	健康福祉 部 福祉 課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ①障がい者への正しい理解と認識 のための市民啓発の推進	社会福祉協議会の広報紙を配布し、 市民に対して障がい福祉関連の活動 を広く周知する。	社会福祉協議会の広報誌各戸配布 し、市民に対して障がい福祉関連の 活動を広く周知した。	障がい福祉関連の活動の周知は継 続する必要がある。	社会福祉協議会と連携して、引き継ぎ 更なる周知に努めていく。	0
	障がい者団体 への支援	健康福祉 部 福祉 課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ①障がい者への正しい理解と認識 のための市民啓発の推進	障がいに関して、共通の悩みを持つ 人で構成された障がい者団体の存在 を周知することにより、障がいのある 人やその家族等の加入を促し、課題 解決に向けた支援を行う事業。	障がい者手帳の説明の際に、障害者 の団体について紹介をしたり、団体紹 介のリーフレットを窓口に設置した。	既存団体に新規加入する人はほとん どいない様子である。	団体の要望に合わせ、実現可能な範 囲で周知活動を行う。	
6	ふくし体験教室	健康福祉 部 福祉 課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ②体験を重視した福祉学習の推進	障がいのある人とふれあひ交流の 機会、障がい児者アート展を通じて、 市民一人ひとりが障がいや障がい のある人に対する正しい理解を深 め、共生社会の実現を図る事業。	年6回の交流の場を開催し当事者や その家族が参加し、市民との交流の 機会を作ることができた。	新規参加者の獲得	会の認知度を上げるため広く周知を 行う。	1,743,300
7	障がい者ふれあ い交流事業	健康福祉 部 福祉 課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ②体験を重視した福祉学習の推進	障がいのある人とふれあひ交流の 機会、障がい児者アート展を通じ て、市民一人ひとりが障がいや障 いのある人に対する正しい理解を深 め、共生社会の実現を図る事業。	イオン福津で障がい児者アート展を開 催し、アートを通して障がいや身近に 感じてもらったり、メッセージカードを 通じて非対人での交流を行った。	アート展開催時に会場に人員を配置 し、来場者へイベントの趣旨や絵画の 説明を行いたいがい、時間帯によっ て対応できない時間もあった。	今後は開催日数の見直しや、展示方 法の変更等により、課題解決を検討し ていく。	
8	地域支えあい制 度	健康福祉 部 福祉 課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ③地域福祉活動の推進	高齢者や障がい者及びここれに準ずる 状態にある人を、緊急時または災害 時だけでなく、日頃から地域で支え助 け合いを推進する。	障害者手帳の交付の際に、障がい者 に対し、支えあい制度の説明を行い、 加入の促進を図った。	更なる加入促進を継続する必要がある 。	引き続き、障害者手帳の交付の際 に、制度の周知を行うとともに、3年ご とに更新・新規案内を実施し、名簿の 充実を図る。	
9	福祉ボランティ アの支援	健康福祉 部 福祉 課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2)施策の基本方針 ③地域福祉活動の推進	福祉ボランティア活動に関する相談 や、福祉施設とのコーディネートを行 うほか、ボランティア団体への活動支 援等を行う。	社会福祉協議会のボランティアセン ターにおいて、相談とコーディネート 、ボランティア団体の活動支援、福 祉ボランティア養成講座などを行っ た。	継続した支援が必要である。	社会福祉協議会と連携しながら、ボ ランティアの育成について継続支援を 行う。	0

令和6年度「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の事業進捗状況管理表(健康福祉部福祉課)

No	施策・事業名	担当部署名	基本計画の位置付け	令和6年度 事業の目的・成果 (PLAN)	令和6年度 事業の成果 (DO)	令和6年度 今後の課題 (CHECK)	令和6年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)	令和6年度 決算額 (単位:円)
10	障がい者虐待 防止センター	健康福祉 部 福祉 課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 障がい者の権利擁護の推進	障がい者の虐待通報に対して、解決 に向けた相談、指導及び助言を行う。 虐待防止に関する啓発活動を行う。	福岡県社会福祉士会へ委託し、虐待 通報に対し速やかに対応方法を検討 する会議を開催し、事業に応じた対応 を行った。	重大な事案に対応でききよう常に準 備しておく必要がある。	引き続き障がい者虐待の予防及び早 期発見、虐待を受けた障がい者の保 護等に対する支援を行うために、関係 機関との連携に努める。	36,000
11	成年後見制度 利用支援事業	健康福祉 部 福祉 課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 障がい者の権利擁護の推進	成年後見制度の申立人がいない障が い者に対して、市県申立て実施や、申 し立て費用・成年後見人等の報酬を 助成する。	令和6年度は報酬助成を2人に対して 行った。	制度の認知度が低い。	障がい者の施策の説明会等で本事業の説明 を行う。また、障がい者の困難事例 を検討する場において、支援者に対し て本事業の活用を促す。	460,000
12	障がい者相談 支援事業	健康福祉 部 福祉 課	第5章 分野別施策の推進について 5 障がい者の人権問題 (2) 施策の基本方針 ④ 障がい者の権利擁護の推進	相談支援専門員による障がいに関す る相談支援を行い、相談内容によつて は各種障がい福祉サービスにつなげ る。	令和5年度より障がい者の相談の総 合相談窓口として福津市基幹相談支 援センターを設置し、総合相談に応じ る体制を整えた。併せて市内12事業 所で相談支援事業を実施し、対象児 者の特性に合わせた障がい福祉サー ビスの提供へとつなげた。	障がい福祉サービスの新規利用者数 に対する、相談支援事業の数が少な い。	障がい者の各種相談の窓口として、 基幹相談支援センターの紹介を引き 続き行っていく。また、障がいサービ スにかかわる相談については、新規開 設事業所又は既存の相談支援事業 以外の事業所に対し、相談支援事業 の指定取得を促す。	49,557,900